

水質検査結果書

No. S2301952-001

1/1

北海道企業局 工業用水道課

様

2024年3月15日

建築物飲料水検査業 北海道22水第2号
厚生労働省登録機関 第244号
株式会社 第一岸本臨床検査センター
〒007-0867 北海道札幌市東区伏古七条三丁目5番10号
株式会社 第一岸本臨床検査センター 苫小牧本社
〒053-0816 北海道苫小牧市日吉町2丁目3番9号
TEL 0144-72-5712 FAX 0144-74-2171
検査部門管理者 安藝 欣継

受付日	2024年2月29日	受付方法	当方採取
採取日	2024年2月29日	時刻	13時 21分
天候	晴	温度	気温 3.4℃ 水温 2.6℃
検査期間	2024年2月29日 ~	2024年3月14日	
採水者	谷本 佳博	試料名	処理水
施設名	苫小牧地区工業用水道		
採水場所	第一施設浄水場		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査項目	単位	検査結果	水質基準
一般細菌	個/mL	* 170	100個/mL 以下	プロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L 以下
大腸菌	-	* 陽性	検出されないこと	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L 以下
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	* 0.50	0.2mg/L 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下	鉄及びその化合物	mg/L	0.23	0.3mg/L 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.8	200mg/L 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L 以下	マンガン及びその化合物	mg/L	0.013	0.05mg/L 以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L 以下	塩化物イオン	mg/L	5.5	200mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	300mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	10mg/L 以下	蒸発残留物	mg/L	120	500mg/L 以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05	0.8mg/L 以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.2mg/L 以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	1.0mg/L 以下	ジオオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L 以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L 以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L 以下
ビス(2-ジクロロエチレン)及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.04mg/L 以下	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.005mg/L 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下	pH値(測定時水温)	-	6.8(20.9℃)	5.8以上8.6以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下	味	-	-	異常でないこと
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下	臭気	-	* 沼沢臭	異常でないこと
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6mg/L 以下	色度	度	* 5.3	5度 以下
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L 以下	濁度	度	1.7	2度 以下
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.06mg/L 以下	残留塩素	mg/L	0.05 未満	
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.03mg/L 以下			-以下余白-	
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L 以下				
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L 以下				
総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L 以下				
トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.03mg/L 以下				
プロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L 以下				

検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法
(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最終改正令和2年3月25日厚生労働省告示第95号)

判定

上記試験項目のうち*印の項目は水道法の水質基準に不適合です。

備考

検査結果欄に未満と表示されている数値は定量限界値を示す。